

令和2年4月7日

## 緊急事態宣言後の当面の議会運営について(案)

新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言後の議会運営については、当面の間、本会議、各委員会等は開会しないこととします。

### 1 議決を要する案件について

緊急を要する議決案件については、正副議長及び各幹事長、所管の常任委員に説明・協議の上、原則区長専決を認めることとする。

### 2 常任・特別委員会への報告について

- (1) 閉会中の報告案件については、通常通り1週間前に開会通知及び資料を各委員に発送する。
- (2) 緊急事態が改善されない場合は、開会日の前日までに委員会の延期通知を各委員あて送付し、終息宣言または委員会が開会できる状況と判断された場合は、改めて委員会を開会し報告を受けることとする。
- (3) 委員会への報告が延期されることで、区民生活や事業者等に影響を及ぼす報告案件については、正副委員長及び各委員に説明後、手続きを進めることとする。